① 水防災意識社会再構築ビジョン

平成27年12月10日(答申)

≪河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等の設置≫

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。 各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

② 国・県協議会の設立

≪協議会を設立≫

河川管理者である国および県において「水防災意識社会を再構築」するための協議会を設立。

菊川水防災協議会

天竜川下流水防災協議会

平成28年8月1日設立

取組方針 平成28年8月1日 協議会 平成28年8月1日、平成29年6月13日

協議会 平成28年8月1日、平成29年6月13日 幹事会 平成29年1月17日、4月21日 平成28年8月29日設立

取組方針 平成28年8月29日 協議会 平成28年8月29日、平成29年6月13日

幹事会 平成29年1月17日、4月21日

西部地域豪雨災害減災協議会

平成29年2月7日設立

取組方針 平成30年2月14日

協議会 平成29年2月7日、平成30年2月14日 幹事会 平成29年5月23日、平成30年1月11日 中東遠地域豪雨災害減災協議会

平成29年1月31日設立

取組方針 平成30年2月9日 協議会 平成29年1月31日、平成30年2月9日 幹事会 平成29年5月30日、平成30年1月11日

③ 水防法の改正

平成29年2月10日(閣議決定) 平成29年5月19日(公布)

≪大規模氾濫減災協議会制度の創設≫

地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、水防法改正(第十五条の九)により、大規模氾濫減災協議会制度を創設。

④「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

平成29年1月(答申)

平成29年6月20日(とりまとめ)

≪改正水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の設置≫

平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」のとりまとめを行う。

⑤ 協議会の統合

平成30年5月7日(第1回幹事会)

■ 平成30年5月16日(第1回協議会)

<u>≪大規模氾濫減災協議会の設置≫</u>

想定最大規模降雨による災害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するため、国および県の協議会を統合した<u>「大規模氾濫減災協議会」を設置</u>し運用する。

菊川水防災協議会

天竜川下流水防災協議会

西部地域豪雨災害減災協議会

中東遠地域豪雨災害減災協議会

統合

静岡県西部·中東遠地域 大規模氾濫減災協議会

平成30年5月16日統合

⑥「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

平成30年12月13日(答申) 平成31年1月29日(改定)

≪緊急行動計画の改定に基づく水防災意識社会の再構築に向けた取組の充実・加速化≫

平成30年12月13日に社会資本整備審議会より答申された「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」を踏まえ、平成31年1月29日に<mark>緊急行動計画の改定</mark>が行われた。 改定された緊急行動計画に基づき、<u>水防災意識社会の再構築に向けた取組をより充実・加速化</u>させる。

⑦大規模氾濫減災協議会の開催

令和元年5月15日(第1回幹事会)令和元年5月31日(第1回協議会)

≪大規模氾濫減災協議会の開催≫

静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会を開催する。

| 令和元年5月31日「静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会」配布資料から抜粋

目標達成に向けた主な取組と重点取組事項

■5年間で達成すべき目標

- ①逃げ遅れによる人的被害をなくすこと 水害リスク情報等を共有することにより、流域全体で防災意識の向上 を図り、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を 実現すること
- ②氾濫発生後の社会機能を早期に回復すること 水害による社会経済被害を軽減し、氾濫が発生した場合でも早期に 社会経済活動を再開できる状態に回復すること

■目標達成に向けた取組

- ①. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保
 - 住民に防災を意識してもらうための取組
 - 住民に避難行動してもらうための取組
- ②. 洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取組

目標達成に向けた取組	重点取組事項	
①. 水害リスク情報の共有による確実な避難の確保	 防災教育の促進 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン) ICTを活用した洪水情報の提供 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 	
②. 洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動・排水活動の取り組み	5. 水防訓練の充実 6. 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	

別表一1 静岡県西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 構成員

関係機関名		役職名
浜松市		市長
磐田市		市長
掛川市		市長
袋井市		市長
湖西市		市長
御前崎市		市長
菊川市		市長
森町		町長
静岡県	危機管理部	参事(防災対策担当)
	経営管理部 西部地域局	副局長兼西部危機管理監
	健康福祉部 福祉長寿局	局長
	交通基盤部 河川砂防局	局長
	袋井土木事務所	所長
	浜松土木事務所	所長
国土交通省	気象庁 静岡地方気象台	台長
	浜松河川国道事務所	所長
電源開発 株式会社	水力発電部 中部支店	支店長